

承認第 7 号

専決処分の承認を求めることについて（専決第 8 号 令和 7 年度北秋田市一般会計
補正予算（第 2 号））

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり
専決処分したので、同条第 3 項の規定に基づき、これを報告し承認を求める。

令和 7 年 6 月 13 日提出

北秋田市長 津 谷 永 光

専決第8号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕のないことが明らかであることから、次のとおり専決処分する。

- 1 令和7年度北秋田市一般会計補正予算（第2号）

令和7年5月21日専決

北秋田市長 津 谷 永 光

専決第8号

令和7年度 北秋田市一般会計補正予算（第2号）

令和7年度北秋田市一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15,105千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,613,136千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年5月21日 専決

北秋田市長 津谷永光

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰入金		1,604,020	15,105	1,619,125
	2 基金繰入金	1,567,228	15,105	1,582,333
歳入合計		24,598,031	15,105	24,613,136

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 商	工 費	1,376,509	11,074	1,387,583
	1 商 工 費	1,376,509	11,074	1,387,583
9 消	防 費	1,142,587	4,031	1,146,618
	1 消 防 費	1,142,587	4,031	1,146,618
歳 出 合 計		24,598,031	15,105	24,613,136

令和7年度北秋田市一般会計補正予算に関する説明書

I 歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
19 繰入金	1,604,020	15,105	1,619,125
歳入合計	24,598,031	15,105	24,613,136

(歳 出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
7 商 工 費	1,376,509	11,074	1,387,583				11,074
9 消 防 費	1,142,587	4,031	1,146,618				4,031
歳 出 合 計	24,598,031	15,105	24,613,136				15,105

2 歳 入

19款 繰入金

2項 基金繰入金

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 財政調整基金繰入金	1,111,451	15,105	1,126,556	1. 財政調整基金繰入金	15,105	財政調整基金繰入金 15,105
計	1,567,228	15,105	1,582,333			
歳入合計	24,598,031	15,105	24,613,136			

3 歳 出

7 款 商工費

1 項 商工費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
6. 観光施設費	203,085	11,074	214,159				11,074	14. 工事請負費	11,074	工事請負費 11,074
計	1,376,509	11,074	1,387,583				11,074			

9 款 消防費

1 項 消防費

5. 災害対策費	47,057	4,031	51,088				4,031	14. 工事請負費	4,031	工事請負費 4,031
計	1,142,587	4,031	1,146,618				4,031			
歳出合計	24,598,031	15,105	24,613,136				15,105			